

公益財団法人北水協会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第197条において準用する第89条、同第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第14条及び第28条の規定に基づき、公益財団法人北水協会の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 常勤役員等には報酬を支給する。

- 2 非常勤役員等には、報酬を支給しない。
- 3 役員等には、退職金又は退職慰労金を支給しない。
- 4 役員等には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(報酬の支給方法)

第3条 常勤役員等の報酬は、その月の月額的全額を毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、繰り上げ支給することができる。

- 2 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金を控除して支給する。

(報酬の額の算定方法)

第4条 常勤役員等の報酬は、下表に示す評議員会の決議によって定められた報酬の総額の範囲内で理事会が決定する。

- 2 報酬は、報酬年額を12等分した額を毎月支給する。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数の額は切り捨てるものとする。

区 分	内 容
常勤役員等の報酬	報酬の総額は、年間 2,500,000 円以内とする。

(通勤手当)

第5条 常勤役員等には、通勤手当を支給する。

- 2 通勤手当は、職員の給与に関する規定を準用する。

(報酬等の日割計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、または退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人北水協会の設立の登記の日（平成22年12月13日）から施行する。
- 2 この規程の一部条文改正は、平成24年5月21日（評議員会で決議した日）から施行する。
- 3 平成29年8月25日開催の評議員会で決定した改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 4 この規程の一部条文改正は、平成30年7月19日から施行する。
- 5 この規程の一部条文改正は、令和元年5月22日から施行する。